

## ENERGY STAR®バージョン 6.0 — 第 2 草案のデータに関する注記： デスクトップおよびノートブック

### データ — 説明

第 1 草案のときのように、EPAは、業界からの情報提供によって補正できない推定誤差であると特定されたデータを評価から削除した。データについては、以下の基準を満たしたシステム（行）のみが分析される結果となった。

- C 列 [製品機種 (デスクトップ、一体型デスクトップ、ノートブック)] — 以下のうちの 1 つ。
  - 「デスクトップ」
  - 「一体型デスクトップ」、または
  - 「ノートブック」
- G 列 [区分 (修正版)] — 以下のうちの 1 つ。
  - DT0、DT1、DT2、または DT3
  - NB0、NB1、NB2、NB3、または NB4

### 前提

以下は、データの分析に使用された前提の一覧である。**バージョン 5 のデータ**は、ENERGY STAR バージョン 5 の適合手続の運営を通じて取得されたデータを指している（なお、バージョン 5 では、短期アイドルデータは特には収集されなかった）。**データ収集の取り組みによるデータ**は、EPA によるバージョン 6 に向けたデータ収集の取り組みにおいて関係者から提供されたデータを指している。

### 第 1 草案との一致項目

<p><b>短期アイドル(バージョン 5 データのみ)</b></p> <p>コンピュータ基準バージョン 5 は、モデルの短期アイドルモードにおける試験を求めている。そのため、当該モードの消費電力は、データ収集の取り組みにおいて関係者が提出したモデルデータから得られた情報に基づき推定された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>デスクトップ (一体型)</u> : [短期アイドル] = 1.8 * [長期アイドル測定値]</li> <li>• <u>デスクトップ (標準型)</u> : [短期アイドル] = [長期アイドル]</li> <li>• <u>ノートブック (すべて)</u> : [短期アイドル] = 1.5 * [長期アイドル測定値]</li> </ul>
--	---

<p><b>グラフィックス追加許容値</b></p> <p>すべての追加許容値は、(a) 第 1 草案において提案されていた TEC モード比率、および (b) 関係者から提供された、あるいは EPA の調査から得られたデスクトップ GPU の直流消費電力データを使用して策定された。</p> <p>このデータに基づき、第 1 草案および第 2 草案における TEC 追加許容値案を策定するために、以下の前提が使用された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>直流から交流への変換</u>：(PSU 効率基準に基づいた) 18% 損失 - すなわち (交流等価電力) = (1 + .18) * (直流電力)</li> <li>● <u>GPU 直流長期アイドル時消費電力</u> = 66% * デスクトップ GPU 直流短期アイドル時消費電力測定値</li> <li>● <u>等価ノートブック GPU 短期アイドル時直流電力</u> = 38% * デスクトップ GPU 直流短期アイドル時消費電力測定値</li> <li>● <u>スリープ時消費電力</u> = <u>オフ時消費電力</u> = 0 W</li> </ul>
---	---

## 第 2 草案における採用項目

<p><b>ディスプレイ追加許容値(一体型デスクトップ)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データ収集の取り組みにおけるデータ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 追加許容値は、第 2 草案に示されているとおりに算出される (表 9 参照)</li> </ul> </li> <li>● バージョン 5 のデータ <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短期アイドル値は測定値ではなく算出値であり、本データに関して利用可能な画面サイズデータに整合性が無いことから、データにおける本分野は、<b>長期アイドル値から短期アイドル値を生成する際の前提のみを相殺する</b>。この方法により取り消される前提については、前出の表の 1 列目を参照すること。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>性能強化一体型ディスプレイ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案内容については第 2 草案を参照すること。</li> </ul>